

「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」 概要

方針策定の趣旨

- 本方針は、公立中学校と公立高等学校の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

1 適切な運営のための体制整備

- 市町教育委員会は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- 運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長へ提出する。
- 校長は、上記の活動方針及び活動計画を公表する。
- 校長は、生徒や教師の数を踏まえ、適正な数の運動部を設置する。
- 学校の設置者は、部活動指導員の任用・配置について積極的に検討する。

2 運動部活動における安全管理の徹底

- 市町教育委員会や校長は、生徒の安全を第一に、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例を集約し共有するなど安全対策を講じる。
- 運動部顧問や外部指導者は、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理ない練習となるよう留意する。
- 運動部顧問は、生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とする。やむを得ず立ち会えない場合には、他の教員との連携、協力等により安全面に十分留意した内容や方法で活動させる。
- 校長及び運動部顧問は、活動時の気象情報を確認し、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び運動部顧問は、生徒の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 運動部顧問は、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 運動部顧問は、中央競技団体が作成した指導手引きを活用し指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- 休養日は、学期中、週当たり2日以上（平日1日、週末1日以上）とする。なお、長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うとともに、長期の休養期間を設ける。
- 大会前に基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保する。
- 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- 朝練習を行う場合には、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- 練習試合等で基準の活動時間を超える場合には、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。
- 学校の設置者は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないことがないように、合同部活動等の取組を推進する。
- 学校の設置者は、学校や地域の実態に応じて学校と地域が共同・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 学校の設置者は、合同部活動等の参加の機会など柔軟に対応できるよう大会主催者に要請する。
- 学校の設置者は、大会・試合の全体像を把握し、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定め、校長は、参加する大会等を精査する。